

「滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案」の 再度の諮問について

平成 31 年 1 月 16 日 滋賀県総務部市町振興課

- 1 標記の改正条例案については、去る 10 月 22 日開催の第 123 回滋賀県個人情報保護審議会において諮問させていただき、「適当であると認めます」との答申をいただいたところです。

当該改正条例案は、県教育委員会（教育総務課）からの依頼に基づき、条例で定めるところの、住基ネットを利用できる事務に、滋賀県奨学資金貸与条例の事務（「申請」および「返還」の事務）を追加しようとしたものでした。

- 2 その後、県教育委員会から、「改正の理由のうち「世帯構成の確認」について取り下げたい。」との依頼がありました。理由は以下のとおりです。

- 「申請」の事務は、世帯構成の確認のため、マイナンバーによる情報連携において世帯情報の抽出ができることを前提に、その前段階の手続きとして、同一住所者を抽出することを想定していたもの。
- しかし、マイナンバーによる情報連携において世帯情報の抽出ができないことが判明したため。

- 3 このため、内容を一部変更し、再度諮問させていただくこととしました。

- (1) 改正の理由のうち、奨学資金貸与の「申請」について、「世帯構成の確認」を削除したこと。
- (2) 改正の理由に、他府県の住基ネット利用条例の改正状況等を踏まえ、マイナンバー利用条例に基づきマイナンバーの利用を開始する 7 事務（奨学資金貸与を含む。）について、「申請等時にマイナンバーや住所等を確認」を追加したこと。

ご了承（答申）いただければ、議案を 2 月定例会議に上程したいと考えています。 以上

1. 改正の理由 (背景)

○滋賀県住民基本台帳法施行条例は、住民基本台帳法に基づき、住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)を利用して本人確認情報(氏名、住所、性別、生年月日、住民票コード、個人番号)を利用および提供できる執行機関および事務の範囲を定めており、現在19事務が規定されている。住民基本台帳法上で定められた事務以外の事務に関して、条例で厳格に利用・提供できる範囲を制限することにより、本人確認情報の保護を図っている。

○滋賀県奨学資金の貸与に関する事務

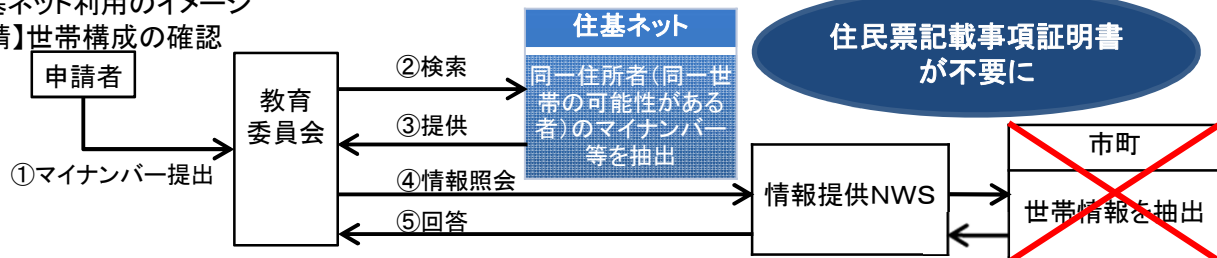
- ・平成31年4月からマイナンバーの利用が開始され、申請者は、マイナンバーの提出により課税証明書等の提出が不要となるが、世帯構成の確認のため住民票記載事項証明書は必要(平成29年度657世帯)。
- ・返還義務者が増加し、債務者の住所等変更の確認で県内市町へ多数の文書照会を実施(平成29年度302件)。



○滋賀県奨学資金の貸与に関する事務において、本人確認情報を提供することで、世帯構成確認のための申請者による住民票記載事項証明書の提出と、債務者の住所等変更の確認のための県内市町への文書照会を不要にし、住民の利便性の向上と、行政の効率化を図るため、滋賀県住民基本台帳法施行条例を改正する。

○住基ネット利用のイメージ

【申請】世帯構成の確認



【返還】債務者の氏名・住所の確認



2. 改正案の概要

(1) 本人確認情報の提供を受ける知事以外の執行機関および事務の追加(第4条、別表第2関係)

住民基本台帳法第30条の15第2項第2号の規定に基づき、知事保存本人確認情報の提供を受ける知事以外の執行機関および事務として条例で定めるものに、次の知事以外の執行機関および事務を追加する。

○ 提供を受ける知事以外の執行機関

教育委員会

○ 事務

滋賀県奨学資金貸与条例による奨学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの

- ・奨学資金の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答。
- ・奨学資金の貸与を受けた者もしくはその連帯保証人またはこれらの相続人の生存の事実または氏名もしくは住所の変更の事実の確認。

(2) 平成31年4月1日から施行する。

10月22日の個人情報保護審議会で説明した、
 ・奨学資金の「申請」の事務について、マイナンバーによる情報連携において、世帯情報の抽出ができない理由

「滋賀県住民基本台帳法施行条例」の改正理由を変更する理由

教育委員会事務局教育総務課

1. 前回の改正理由のうち再検討が必要なもの

住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）を利用して本人確認情報の利用および提供を行う事務として、検討していた事務2件のうち次のもの。

滋賀県奨学資金貸与条例による奨学資金の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査またはその申請に対する応答。

2. 再検討を行う理由

「申請者から住民票記載事項証明書の提出を受けなければ世帯状況が確認できないため」
 マイナンバーにより利用できる情報は法令事務に準じるよう定められており、現在、個人情報保護委員会に届出中の奨学資金の貸与申請に係る審査事務においては、世帯番号の提供を受けることができない。

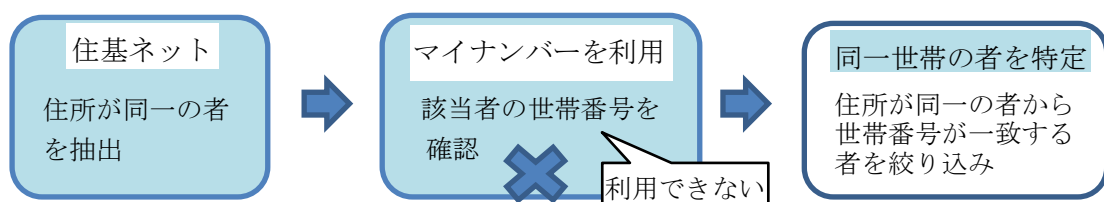
(1) 準じる法令事務

独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務のうち、申請に係る事実についての審査（別添「関係法令の抜粋」参照）

(2) 貸与申請における経済要件の審査内容

審査項目	日本学生支援機構の学資の貸与、給付	滋賀県奨学資金
経済状況にかかる審査対象者	<u>家計支持者</u> （原則、父母）	<u>同一世帯の者</u>
収入の基準	学資の種別、学校種、 <u>世帯人数に応じて定められている</u>	生活保護による <u>世帯の需要の年額の1.7倍以下</u>
収入から控除するもの	給与所得控除、 <u>世帯に就学者や障害者等がいる場合の控除等</u>	所得控除、 <u>世帯に就学者や障害者等がいる場合の控除、家賃等</u>
世帯状況の確認	申請者からの <u>申告</u>	<u>住民票記載事項証明書</u>

(3) 予定していた世帯状況の確認方法



【関係法令の抜粋】

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）（以下、「番号法」という。）

（利用範囲）

第 9 条

2 地方公共団体の長 その他の執行機関 は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（括弧内省略）又は防災に関する事務 その他これらに類する事務であって条例で定めるもの の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で 個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

○滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成 27 年 12 月 25 日滋賀県条例第 61 号）

（個人番号の利用）

第 2 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる執行機関（法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部または一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）が処理する同表の右欄に掲げる事務とする。

別表第 1（第 2 条関係）

執行機関	事務
教育委員会	(2) 滋賀県奨学資金貸与条例（平成 14 年滋賀県条例第 26 号）による奨学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの

○番号法

（特定個人情報の利用の制限）

第 19 条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

八 条例事務関係情報照会者（第 9 条第 2 項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第 26 条において同じ。）が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者（括弧内省略）に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの（括弧内省略）の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 2 号）

第 19 条第 8 号の規定に基づき、及び同法を実施するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 8 号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（平成 28 年 12 月 15 日個人情報保護委員会規則第 5 号）

（条例事務を処理するために必要な特定個人情報を提供することができる場合）

第 2 条 法第 19 条第 8 号の個人情報保護委員会規則で定める事務は、次に掲げる要件を満たすもの（以下「条例事務」という。）とする。

- 一 法第 9 条第 2 項の規定に基づき条例で定める事務（以下この条において単に「事務」という。）の趣旨又は目的が、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務のうちいずれかの事務（以下「法定事務」という。）の根拠となる法令の趣旨又は目的と同一であること。
- 二 その事務の内容が、前号の法定事務の内容と類似していること。

○番号法

別表第2

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
106 独立 行政法人日 本学生支援 機構	独立行政法人 日本学生支援 機構法による 学資の貸与及 び支給に関す る事務であつ て主務省令で 定めるもの	医療保険者その他の法令に よる医療に関する給付の支 給を行うこととされている者	医療保険各法その他の法令による 医療に関する給付の支給に関する 情報であつて主務省令で定めるもの
		都道府県知事	障害者関係情報であつて主務省令 で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報であつて主務省 令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は <u>住民票関係情報</u> であつて主務省令で定めるもの
		国民年金法その他の法令に よる年金である給付の支給 を行うこととされている者	国民年金法その他の法令による年金 である給付の支給に関する情報であ つて主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣	失業等給付関係情報であつて主務 省令で定めるもの

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）

番号法別表第2の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令を次のように定める。

第53条 法別表第2の106の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項の 学資貸与金の貸与又は同法第17条の2第1項の学資支給金の支給の申請に係る事実についての審査 に関する事務 次に掲げる情報
 - イ 当該学資貸与金の貸与及び学資支給金の支給の申請を行う者（以下この号において「学資金申請者」という。）若しくは当該学資金申請者と生計を共にする者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による 保険給付の支給 に関する情報
 - ロ 学資金申請者又は当該学資金申請者と生計を共にする者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の 身体障害者手帳の交付及びその障害の程度 に関する情報
 - ハ 学資金申請者又は当該学資金申請者と生計を共にする者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の 精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度 に関する情報
 - ニ 学資金申請者の生計を維持する者に係る 生活保護実施関係情報
 - ホ 学資金申請者の生計を維持する者に係る 市町村民税 に関する情報
 - ヘ 学資金申請者の生計を維持する者に係る国民年金法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による 年金である給付の支給 に関する情報
 - ト 学資金申請者の生計を維持する者に係る雇用保険法第10条第1項の 失業等給付の支給 に関する情報
- 二 独立行政法人日本学生支援機構法第15条第2項の学資貸与金又は同法第17条の3の規定により返還させる学資支給金の 返還の期限の猶予の申請に係る事実についての審査 に関する事務 次に掲げる情報
 - イ 当該申請を行う者（以下この号において「猶予申請者」という。）、当該猶予申請者と住居及び生計を共にする者若しくは当該猶予申請者の二親等以内の親族に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による 保険給付の支給 に関する情報
 - ロ 猶予申請者又は当該猶予申請者と住居及び生計を共にする者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の 身体障害者手帳の交付及びその障害の程度 に関する情報
 - ハ 猶予申請者又は当該猶予申請者と住居及び生計を共にする者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の 精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度 に関する情報
 - ニ 猶予申請者に係る 生活保護実施関係情報
 - ホ 猶予申請者、当該猶予申請者と住居及び生計を共にする者又は当該猶予申請者の二親等以内の親族に係る 市町村民税 に係る情報
 - ヘ 猶予申請者、当該猶予申請者と住居及び生計を共にする者又は当該猶予申請者の二親等以内の親族に係る 住民票に記載された住民票関係情報
 - ト 猶予申請者又は当該猶予申請者の二親等以内の親族に係る雇用保険法第10条第1項の 失業等給付の支給 に関する情報

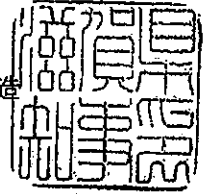
（第3号～第5号省略）



滋市振第 1373 号
平成 31 年 (2019 年) 1 月 16 日

滋賀県個人情報保護審議会
会長 松本 哲治 様

滋賀県知事 三日月 大造



滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案について (諮問)

このことについて、住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号) 第 30 条の 40 第 2 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

なお、当該諮問は、平成 30 年 (2018 年) 10 月 22 日付け滋市振第 1109 号で諮問した内容の一部変更があったことから、再度諮問するものです。

滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 30 条の 15 第 1 項第 2 号および同条第 2 項第 2 号の規定に基づき、知事保存本人確認情報を利用する事務として条例で定めるものならびに知事保存本人確認情報の提供を受ける知事以外の執行機関および事務として条例で定めるものを追加するため、滋賀県住民基本台帳法施行条例（平成 14 年滋賀県条例第 15 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 法第 30 条の 15 第 1 項第 2 号の規定に基づき、知事保存本人確認情報を利用する事務として条例で定めるものとして、次に掲げるものを追加することとします。（別表第 1 関係）

ア 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「就学支援金法」という。）第 2 条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金（就学支援金法第 3 条第 1 項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。）に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

イ 私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒または学生の保護者等（就学支援金法第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

(2) 法第 30 条の 15 第 2 項第 2 号の規定に基づき、知事保存本人確認情報の提供を受ける知事以外の執行機関および事務として条例で定めるものとして、次に掲げるものを追加することとします。（別表第 2 関係）

ア 提供を受ける知事以外の執行機関
教育委員会

イ 事務

(ア) 滋賀県使用料および手数料条例（昭和 24 年滋賀県条例第 18 号）第 8 条第 1 項の規定による同条例第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる高等学校の授業料および同項第 3 号に掲げる通信教育受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの

(イ) 滋賀県奨学資金貸与条例（平成 14 年滋賀県条例第 26 号）による奨学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの

(ロ) 高等学校等を退学し、再び県立の高等学校に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

(ハ) 国立または公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒または学生

の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

(㊦) 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号）によるものを除く。）であって規則で定めるもの

(3) この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとします。

「滋賀県住民基本台帳法施行条例」の一部改正について

1. 改正の理由（背景）

○滋賀県住民基本台帳法施行条例は、住民基本台帳法に基づき、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）を利用して本人確認情報（氏名、住所、性別、生年月日、住民票コード、個人番号）を利用および提供できる執行機関および事務の範囲を定めており、現在19事務が規定されている。住民基本台帳法上で定められた事務以外の事務に関して、条例で厳格に利用・提供できる範囲を制限することにより、本人確認情報の保護を図っている。

○平成31年4月から、「滋賀県マイナンバー利用条例」に基づき、7事務について新たに個人番号（マイナンバー）の利用が開始され、申請書の添付書類（例：課税証明書等）を削減し、住民の利便性の向上を図ることとされている。

○滋賀県奨学資金の貸与に関する事務において、返還義務者が増加し、債務者の住所等変更の確認で県内市町へ多数の文書照会を実施している（平成29年度302件）。



○住基ネットにより本人確認情報を利用・提供することにより、
・7事務について申請等時にマイナンバーや住所等を確認できることとし、
・奨学資金の貸与に関する事務について返還時に住所等を確認できることとするので、
住民の利便性の向上と行政の効率化を図るため、滋賀県住民基本台帳法施行条例を改正する。

2. 改正案の概要

(1) 本人確認情報を利用する事務の追加（第3条、別表第1関係）

- ア 私立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- イ 私立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

(2) 本人確認情報の提供を受ける知事以外の執行機関および事務の追加（第4条、別表第2関係）

- ア 提供を受ける知事以外の執行機関
教育委員会
- イ 事務

- (ア) 県立高等学校授業料等の減免に関する事務であって規則で定めるもの
- (イ) 滋賀県奨学資金貸与条例による奨学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
- (ウ) 県立高等学校学び直し支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- (エ) 国公立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- (オ) 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの

- ・ 申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査またはその申請等に対する応答。
- ・ 奨学資金の貸与を受けた者もしくはその連帯保証人またはこれらの相続人の生存の事実または氏名もしくは住所の変更の事実の確認。

(3) 平成31年4月1日から施行する。

滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

滋賀県住民基本台帳法施行条例（平成14年滋賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第16項を第18項とし、第15項を第17項とし、第14項を第16項とし、第13項の次に次の2項を加える。

- 14 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金（就学支援金法第3条第1項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。）に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 15 私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒または学生の保護者等（就学支援金法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 別表第2監査委員の項の前に次のように加える。

教 育 委 員 会

- (1) 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）第8条第1項の規定による同条例第2条第1項第1号に掲げる高等学校の授業料および同項第3号に掲げる通信教育受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
- (2) 滋賀県奨学資金貸与条例（平成14年滋賀県条例第26号）による奨学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
- (3) 高等学校等を退学し、再び県立の高等学校に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- (4) 国立または公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒または学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- (5) 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律

第144号) によるものを除く。) であって規則で定めるもの

付 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県住民基本台帳法施行条例新旧対照表

旧	新
<p>本則および付則 省略 別表第1（第3条関係） 1から13まで 省略 （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>14から16まで 省略 別表第2（第4条関係） 提供を受ける知事以外の執行機関 （新設）</p>	<p>本則および付則 省略 別表第1（第3条関係） 1から13まで 省略</p> <p>14 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。）第2条に規定する高等学校等という。以下同じ。）を退学し、再び私立の高等学校等に入学者に対す就学支援金（就学支援金法第3条第1項に規定する就学支援金という。以下同じ。）に相当する額の支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</p> <p>15 私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒または学生の保護者等（就学支援金法第3条第2項第3号に規定する保護者等という。以下同じ。）に対す奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</p> <p>16から18まで 省略 別表第2（第4条関係） 提供を受ける知事以外の執行機関</p>
<p>事</p> <p>務</p>	<p>事</p> <p>務</p> <p>(1) 滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）第8条第1項の規定による同条例第2条第1項第1号に掲げる高等学校の</p>

	<p>授業料および同項第3号に掲げる通信教育受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 滋賀県奨学資金貸与条例（平成14年滋賀県条例第26号）による奨学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 高等学校等を退学し、再び県立の高等学校に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 国立または公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒または学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>教育委員会</p>
<p>監査委員</p> <p>以下 省略</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）による同法第242条第1項の監査に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>以下 省略</p>
<p>監査委員</p> <p>以下 省略</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）による同法第242条第1項の監査に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>以下 省略</p>

○滋賀県住民基本台帳法施行条例

平成14年3月28日滋賀県条例第15号

滋賀県住民基本台帳法施行条例をここに公布する。

滋賀県住民基本台帳法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(県の責務)

第2条 県は、法第30条の6第1項に規定する本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）の利用および提供に関し、本人確認情報の安全確保のために必要な対策を策定し、およびこれを実施するものとする。

(本人確認情報の利用に係る事務)

第3条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、別表第1のとおりとする。

(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関および提供に係る事務)

第4条 法第30条の15第2項第2号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）および事務は、別表第2のとおりとする。

(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第5条 知事が行う法第30条の15第2項第2号の規定による法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報（以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。）の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法により行うものとする。ただし、法第7条第8号の2に掲げる個人番号については、当該執行機関が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第1項または第2項の規定により個人番号を利用できる場合に限り、提供するものとする。

(利用および提供の状況の公表)

第6条 知事は、毎年、知事が行う都道府県知事保存本人確認情報の利用および提供の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(本人確認情報の保護に関する審議会)

第7条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、滋賀県個人情報保

護条例(平成7年滋賀県条例第8号)第48条第1項に規定する滋賀県個人情報保護審議会とする。

付 則

この条例は、平成14年8月5日から施行する。

付 則 (平成16年条例第44号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成17年条例第48号)

1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から11月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成18年規則第5号で平成18年6月1日から施行)

2 滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年滋賀県条例第31号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則 (平成18年条例第60号抄)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成27年条例第8号)

この条例は、平成27年5月29日から施行する。

付 則 (平成27年条例第49号)

この条例は、平成28年1月1日から施行する。(後略)

付 則 (平成27年条例第64号)

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

付 則 (平成29年条例第23号抄)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

1 肥料取締法(昭和25年法律第127号)による同法第4条第1項の登録、同法第13条の届出もしくは交付または同法第16条の2第1項もしくは第2項、第22条もしくは第23条の届出に関する事務であって規則で定めるもの

2 採石法(昭和25年法律第291号)による同法第32条の登録または同法第32条の7第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの

3 自然公園法(昭和32年法律第161号)による同法第13条第3項の許可(同項第1号に掲げる行為

に係るものに限る。)に関する事務であって規則で定めるもの

- 4 砂利採取法（昭和43年法律第74号）による同法第3条の登録または同法第9条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 5 介護保険法（平成9年法律第123号）による同法第69条の2第1項の介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務であって規則で定めるもの
- 6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）による同法第41条の狩猟免許試験の実施または同法第46条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 7 滋賀県職員退職料および扶助料支給条例（大正12年滋賀県令第29号）による年金である給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 8 公立学校に勤務する学校職員の退職年金および退職一時金支給条例（昭和26年滋賀県条例第59号）による年金である給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 9 滋賀県立自然公園条例（昭和40年滋賀県条例第30号）による同条例第16条第3項の許可（同項第1号に掲げる行為に係るものに限る。）に関する事務であって規則で定めるもの
- 10 滋賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年滋賀県条例第43号）による公務上の災害もしくは通勤による災害に対する補償または福祉事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
- 11 滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号）による同条例第23条第1項もしくは第3項の登録または同条例第23条の5第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 12 滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年滋賀県条例第31号）による同条例第3条第1項もしくは第3項もしくは第7条第1項の登録または同条例第8条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 13 滋賀県社会福祉士および介護福祉士修学資金貸与条例（平成3年滋賀県条例第17号）による同条例第3条の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
- 14 中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成11年法律第222号）第4条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）第3条第1項第1号に掲げる資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
- 15 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条第1項第3号または第4号に規定する資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
- 16 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地の取得に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

提供を受ける知事以外の執行機関	事務
監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）による同法第242条第1項の監査に関する事務であって規則で定めるもの
公安委員会	道路交通法（昭和35年法律第105号）による同法第74条の3第5項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
収用委員会	土地収用法による同法第39条第1項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）もしくは第94条第2項（同法第124条第2項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。））または第138条第1項において準用する場合を含む。）の裁決または同法第116条第1項（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の協議の確認に関する事務であって規則で定めるもの

「滋賀県住民基本台帳法施行条例」で定める事務に追加する7事務の概要

		イ 教育委員会(教育総務課)				イ 教育委員会(特別支援教育課)	
執行機関(所管課)	7 滋賀県知事(私学・大学振興課)	(7)私立高等学校等奨学金の支給に関する事務	(7)私立高等学校等奨学金の減免に関する事務	(7)私立高等学校等奨学金の貸与に関する事務	(7)私立高等学校等奨学金の支給に関する事務	(7)私立高等学校等奨学金の支給に関する事務	(7)私立高等学校等奨学金の支給に関する事務
事務名	(7)私立高等学校等奨学金の支給に関する事務	(7)私立高等学校等奨学金の支給に関する事務	(7)私立高等学校等奨学金の減免に関する事務	(7)私立高等学校等奨学金の貸与に関する事務	(7)私立高等学校等奨学金の支給に関する事務	(7)私立高等学校等奨学金の支給に関する事務	(7)私立高等学校等奨学金の支給に関する事務
概要	高等学校等を中途退学した者が再び私立の高等学校等で学び直す場合に、高等学校等就学支援金の支給限度期間36月(定時制・通信制は48月)の経過後、卒業までの間(最長24月)、継続して支援金を支給する。	高等学校等以外の教育費負担を軽減するため、平成26年4月以降に私立の高等学校等に入学する者で、低所得世帯に対し支給する。	高等学校等就学支援金および学び直し支援金の支給要件に該当せず、生活に困窮する世帯等の授業料を減免する。	高等学校等に修学しようとする者で、経済的理由により修学することが困難なものに対して奨学金を貸与する。	高等学校等を中途退学した者が再び私立の高等学校等で学び直す場合に、高等学校等就学支援金の支給限度期間36月(定時制・通信制は48月)の経過後、卒業までの間(最長24月)、学び直し支援金を支給する。	高等学校等以外の教育費負担を軽減するため、平成26年4月以降に私立の高等学校等に入学する者で、低所得世帯に対して支給する。	特別支援学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、就学の一部を支弁する。
申請対象者	私立の高等学校等の生徒等	私立の高等学校等の生徒等の保護者等	私立の高等学校等の生徒等の保護者等	保護者等が県内に居住する、高等学校等の生徒等	滋賀県立高等学校の生徒	国公立高等学校等の生徒等の保護者等	特別支援学校へ就学する児童または生徒
申請人数	64人(平成29年度実績)	1,047人(平成29年度実績)	75人(平成29年度実績)	515人(平成29年度実績)	70人(平成29年度実績)	3,310人(平成29年度実績)	2,053人(平成29年度実績)
マイナンバー取得対象者	保護者等	保護者等	保護者等	申請者および世帯員	保護者等	保護者等	保護者等

近畿府県の住基ネット利用条例の状況

府県	県立高等学校授業料等の減免に関する事務	条例による奨学資金の貸与に関する事務		学び直し支援金の支給に関する事務		奨学のための給付金の支給に関する事務		特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(法定事務を除く)
		公立・私立 申請等事務の 条例・規則整備 状況	公立・私立 返還事務の条 例・規則整備状 況	公立 申請等事務の 条例・規則整備 状況	私立 申請等事務の 条例・規則整備 状況	公立 申請等事務の 条例・規則整備 状況	私立 申請等事務の 条例・規則整備 状況	
滋賀県	②	②	②	②	②	②	②	②
京都府	①	①	①	①	①	①	①	①
大阪府	①	③	③	①	①	①	①	①
兵庫県	①	③	①	①	①	①	①	①
奈良県	③	①	①	①	①	①	①	①
和歌山県	①	①	①	①	①	①	①	①

【回答選択肢】

- ① … 既に住基条例・規則を整備済
- ② … 平成30年度中に住基条例・規則を整備する予定
- ③ … その他

滋 個 審 第 号
平成 31 年 (2019 年) 1 月 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県個人情報保護審議会
会長 松本 哲治

滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案について (答申)

平成 31 年 1 月 16 日付け滋市振第 号で諮問のありました標記の件について、当審議会は適当であると認めます。

県におかれましては、一層の住民サービスの向上や事務の効率化に努めていただくとともに、本人確認情報の保護に最大限の注意を払い、セキュリティ対策をはじめ、制度の適正な管理運用について引き続き積極的に取り組んでいただくようお願いします。